

「東やまとまちづくりニュース」は、市民と行政の協働の都市づくりを目指す「東大和市都市マスタープラン」の実現に向けて、市民の皆さんに都市づくりの情報をお知らせしています。

東大和市 都市建設部 都市計画課
042-563-2111 内線1255
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>



街づくりの背景・経緯

～後期建替事業を契機として、安全・安心な街づくりを推進します～

東大和市清原の東京街道団地地区では、平成11年から東京都により都営住宅の建替事業が進められ、今後、予定されている後期建替事業では約660戸の都営住宅が建設されることとなっています。この地域では高齢化などの課題が見られることから、後期建替事業で創出された用地を活用し、商業・医療・福祉などの生活支援機能を誘導するとともに、道路・公園・広場などの公共公益施設を適切に配置することで、安全に安心して生活できる良好な住環境を形成していくことが求められています。

市では、東京街道団地地区の今後の街づくりの方向性を整理するとともに、その実現のために必要となる都市計画の原案を作成しましたので、その概要及び東大和市街づくり条例に基づく説明会の開催等についてお知らせします。

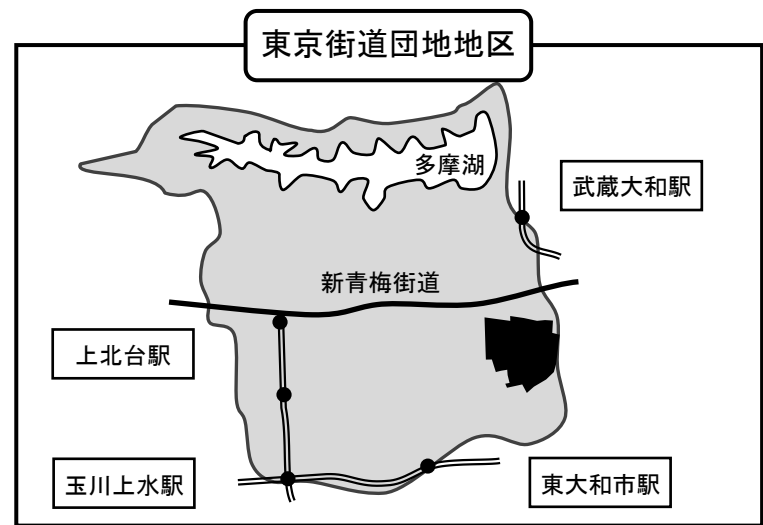
街づくりの方向性(案)

東大和市都市マスタープランで掲げた方針に基づき、後期建替事業を契機とした今後の東京街道団地地区の街づくりについて、次のとおり方向性を整理しました。

方向性① 安心して暮らせるまち

方向性② 生き活きと暮らせるまち

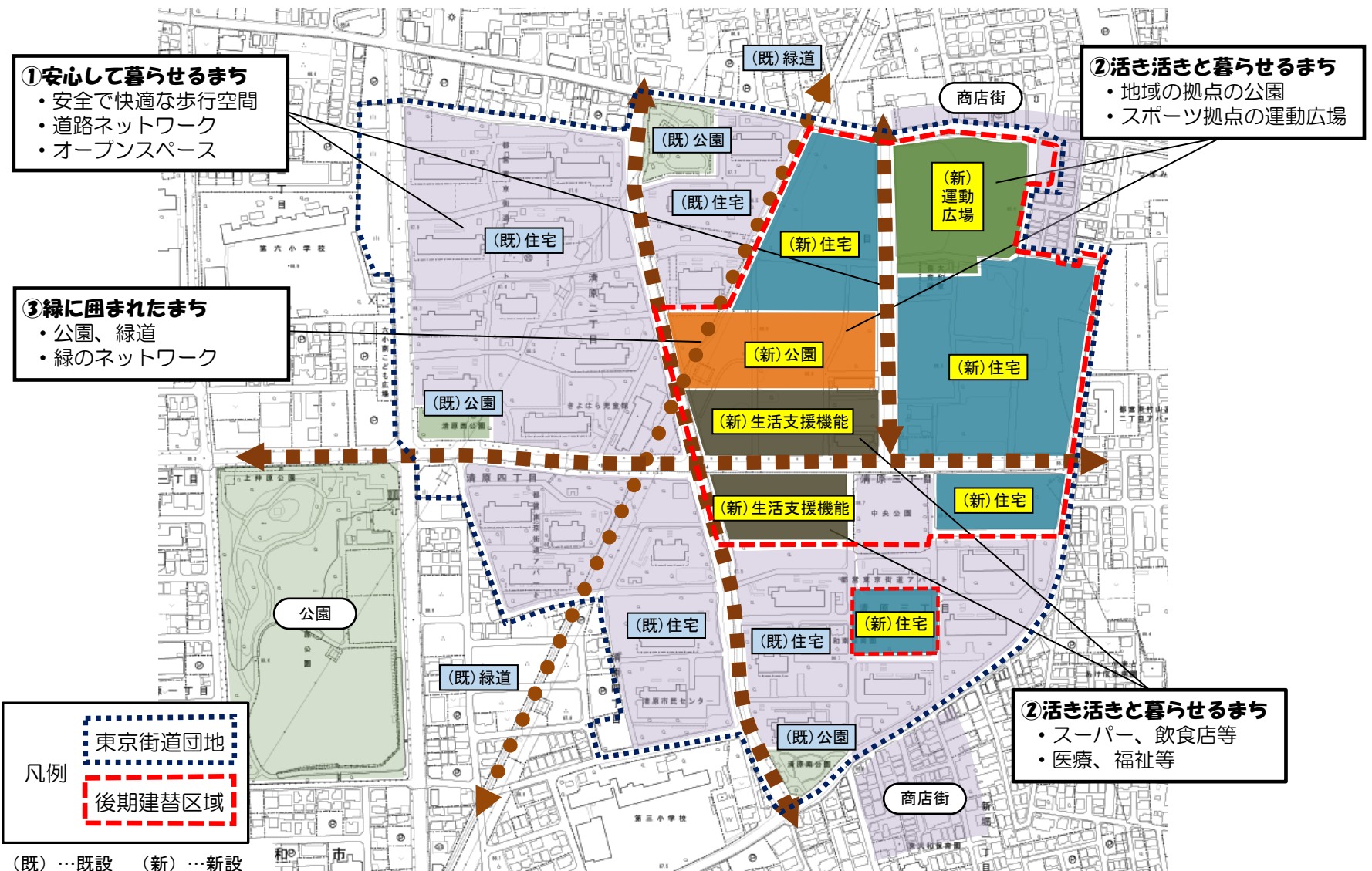
方向性③ 緑に囲まれたまち



① 安心して暮らせるまち
・安全で快適な歩行空間
・道路ネットワーク
・オープンスペース

② 生き活きと暮らせるまち
・地域の拠点の公園
・スポーツ拠点の運動広場

③ 緑に囲まれたまち
・公園、緑道
・緑のネットワーク



② 生き活きと暮らせるまち
・スーパー、飲食店等
・医療、福祉等

(既) … 既設 (新) … 新設

都市計画の原案

東京街道団地地区の一部には、現在、都営住宅の建替えのための「一団地の住宅施設」という都市計画が決定されています。前頁の街づくりの方向性の実現を図るためには、(1)一団地の住宅施設の廃止、(2)地区計画の決定、(3)用途地域の変更等の都市計画を同時に決定する必要があります。

市では、以下(1)～(3)のとおり都市計画の原案を作成するとともに、以下Ⅰ・Ⅱのとおり東大和市街づくり条例に基づく原案の縦覧及び説明会を開催します。

(1) 一団地の住宅施設 … 団地の東側に決定されている一団地の住宅施設を廃止します。

【概要】
住宅や公共公益施設等の内容、位置、規模等があらかじめ固定化され現状にそぐわない状況が生じていることから、一団地の住宅施設を廃止し、緑に囲まれた生き活きと安心して暮らせる街づくりのための地区計画に移行します。

(2) 地区計画 … 概ね団地の全域を対象に、新たに地区計画を決定します。

【概要】
地区の区分…地区を2つに区分し、それぞれ次のとおり土地利用の方針を設定します。
・中高層住宅地区（概ね団地の全域）
→良好な住環境を有する中高層住宅地の形成及び維持・保全を図る。
・生活関連施設地区（団地の中心部）
→商業、医療、福祉等の生活支援機能の誘導により、利便性の向上、地域の課題解決等を図る。
地区施設…地区内に次の地区施設を適切に配置します。
・道路 ・公園 ・広場 ・児童遊園 ・緑道 ・歩道状空地など
建築物等に関するルール…地区内外との調和を図るためのルールを定めます。
・建築物等の用途の制限 ・建ぺい率、容積率の限度 ・敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・形態意匠の制限など

(3) 用途地域 … 生活関連施設地区を対象に、用途地域を変更します。

【概要】
変更前…第一種中高層住居専用地域 / 建ぺい率60% / 容積率150%
変更後…第一種住居地域 / 建ぺい率60% / 容積率150%

Ⅰ 都市計画の原案の縦覧及び意見書の提出について

縦覧期間	意見書の提出期間	縦覧場所・意見書の提出先
平成29年 2月 1日(水) ～ 2月15日(水)	平成29年 2月 1日(水) ～ 2月22日(水)	市役所2階 都市計画課

※縦覧図書は市ホームページでもご覧いただけます。なお、掲載期間は縦覧期間と同一です。

Ⅱ 説明会の開催について

開催日	開催時間	会場
2月3日(金)	19:00～20:30	清原市民センター 集会室4 (16号棟1階)
2月4日(土)	10:00～11:30 14:00～15:30	

※説明会の内容は各回とも同一です。
※会場の駐車場は数台分しかありませんので、できるだけ徒歩、自転車等でご来場くださいますようお願いいたします。

■問合せ 都市建設部 都市計画課 都市計画係
電話：042-563-2111（内線1254、1255）

